

議案第 6 0 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)が改正され、投票管理者を交替制とすることが可能となったことから、投票管理者が交替により職務に従事した場合の報酬の額を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表選挙投票管理者の項及び期日前選挙投票管理者の項中「17,000 円」の次に「(交替により投票時間を 2 等分した時間、職務に従事した場合にあっては 8,500 円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
選挙投票管理者	日額 17,000 円(交替により投票時間を 2 等分した時間、職務に従事した場合にあっては 8,500 円)	上記に同じ	選挙投票管理者	日額 17,000 円	上記に同じ
省略			省略		
期日前選挙投票管理者	日額 17,000 円(交替により投票時間を 2 等分した時間、職務に従事した場合にあっては 8,500 円)	上記に同じ	期日前選挙投票管理者	日額 17,000 円	上記に同じ
省略			省略		